

医学部生の感染対策

令和6年1月15日

医学部新型コロナウイルス感染症対策委員会

1. コンセプト

医療人を目指す者として、感染しない、感染させない、感染を広げない行動をとる。

2. 感染しない行動

- (1) マスクを着用しない場面において、換気する、大声を出さないなどの感染対策を行う。
- (2) 特に飲酒を伴う場合、自己抑制が効かなくなり、社会的問題にもつながることがあるため、上記(1)を徹底する。
- (3) 体調の悪い人とは接触しないよう努める。
- (4) 体調の悪い人には休むよう周囲に促す、あるいは配慮する。
- (5) 附属病院エリアに立ち入る際は、必ずマスクを着用する。附属病院エリア外においては、マスクの着用は個人の判断とするが、咳や咽頭痛などの症状がある場合はマスクを着用する。
- (6) 臨床実習において、エアロゾルが発生する実習の場合、指導医の指示に従いゴーグル等を着用する。
- (7) 手洗いの徹底：食事・トイレの前後
臨床実習中：診察前後、処置前後
- (8) アルコール消毒の徹底：授業、食事、トイレの前後
臨床実習中：診察前後、処置前後
- (9) 部屋や物品の使用後は、掃除消毒する。
- (10) 臨床実習開始にあたって、自分の免疫状態の把握に努め、必要に応じてワクチン（麻疹・風疹、水痘、おたふくかぜ、B型肝炎、インフルエンザ、COVID-19など）接種を行う。

3. 感染させない行動

- (1) 感冒症状を認めるなどの体調が悪い場合、保健管理センター（20-2099）、学務課（20-2093）、授業担当教員に相談して、授業や実習の参加を確認する。
- (2) 感冒症状を認めるなどの体調が悪い場合、部活動や会食に参加しない。
- (3) 同居している家族などに感冒症状などを認めた場合、保健管理センターに相談して、授業や実習の参加を確認する。

4. その他

- (1) 日常から健康管理を行い、体調が悪くならない生活を行う。

令和6年1月15日より適用する。